

道路工事と公衆の迷惑

——素人として關係者諸君へのお願ひ——

法学博士 末 弘 嚴 太 郎

東京市の内外は今や到る處掘り返へされてゐる。やがて生まれ来るべき完全な都市を作る爲めの苦しみを思へば吾々としても此際先づ我慢してゐるの外ない。

しかし、唯一の我慢出来ないのは道路工事を實施する官廳市町村若くは注文を受けて仕事をする請負人達の交通に對する無理解不親切不注意である。一寸した注意若くは親切氣によつて取除かるべき不便が彼等工事關係者の不注意不親切によつて取除かれない。而してそれが爲め沿道者並に交通者の蒙る損害は非常なものである。現在吾國では英米に於けるが如き Public nuisance の法理が發達してゐないから、かう言ふこの爲めに損害賠償の問題も起らず又賠償を請求しても事實目的を達することは相當困難であるが、關係者は能く此問題を考へねばならない極力努力して一般公衆の損害を少からしむるやう注意しなければならないのである。

私は説明を具體化する爲に茲に私の直接遭遇した二つの實例を擧げよう。一は昨年二月のこち

である。一日私が自分の自動車を出して夕刻歸宅せむとするご門の手前三十間程の所で通行止になつてゐる。驚いて調べるご私の外出後に全然豫告なしに下水工事が初められたのである。尤も下水工事ご言ふても幅一尺五寸位の溝をコンクリートにする簡単な工事である。しかし兎も角車を入れることが出来ない。仕方がないから其日は車を知人の家に預けたのである。それから今日は出来るか明日は出来るかと待つてゐるが工事はまんまと進行しない。關係方面に當つて見ても下請の下に下請その又下に下請ご言ふ具合で萬事全く要領を得ず、そのまゝ約二箇月の間私は非常な不便をしたのである。其時私は一體仕事を初めるのならば一言前に注意を與へて欲しかつたこと、次には下請制度の濫用はかう言ふ問題についても極めて不都合を生むことをさうして私は相當費用を出していゝから早く仕事を進めて貰ひたいと思つてもそれを交渉すべき相手がない、よしんば相手があつても萬事が形式主義でそんな相談事は頭からのつてくれないことを等實に萬事が馬鹿々々しい限り、些細な事に非常な不都合の伏在してゐることを痛感した次第である。

次には同じ昨年の三月上旬から初められた目黒大阪下の橋梁工事である。同橋梁は中瀬谷から世田ヶ谷駒澤多摩川方面に出る大道路に架けられたもの、之を通過する車輛の數は恐らく毎日數千の多きに上るのであるまいが、もかく交通上極めて重要な橋梁である。しかし橋としては幅の方が長さよりも長い位の小さな橋であつて、少し急げば半月もあれば充分架替へを爲し得る程度のものである。所が實際の工事は三月から九月までかかり、且その間自動車牛馬車等の迂廻せしめられた道路は狹隘且粗惡であつて、一度雨が降ると泥濘轍を没する有様非常な不便が半年も續いたの

である。當時吾々は一日も早く此不便を免れたいと思つて相當骨を折つて見たのであるが、これ亦種々の關係上頗る埒があかない。私の知つてゐる或る外國人の如きは當時「こんなことが文明國にあり得るか」と言ふて口汚く悪口を言つたものである。

要するに私の考では禍根は道路工事其他直接公衆の利害に關係ある工事が請負に出され下請に出され結局工事の實際に當つてゐるものは營利の外他に全く念なく、而して工事を監督する役人達も工事を安く上げるこゝ及び施工の技術的方面に注意するだけで、施工上公衆の蒙るべき迷惑の如きは全く眼中に置いてゐない點にあると思ふ。此點を改めて、公衆の利益に注意することをも請負契約の一條件とし且此點の關係は直接官廳その他注文者から充分監督を加へることの出来るやうにしさへすれば、如上の弊害は容易に除去することが出来ると思ふのである。

勿論、公衆の絶えず使用してゐる道路に手を加へるのであるから、公衆も工事によつて多少の迷惑を蒙ることは素より覺悟してからねばならないけれども、施工者の側で多少の注意を加へ又公衆の迷惑を出來得る限り少からしむるやう萬事を親切に考へ工夫しさへすれば現在のやうな不都合は容易く除去し得るのだと思ふ。Public nuisance 其他法律關係のこゝも色々言つて見たいが、茲には全く公衆の一人として此問題を關係の方々に考へて貰ひたい爲めに遠慮なく素人考を述べる次第である。